

企画提案競技参加申込書

宮崎県大阪事務所長 甲斐 慎一郎 殿

応募者 所在地  
称号又は名称  
代表者職氏名

印

令和6年度関西圏における宮崎県産フルーツPR事業業務委託企画提案競技について、参加したいので、下記のとおり申込みます。  
また、実施要領に規定する参加資格要件全てに該当することを誓約します。

記

- 1 会社名
- 2 所在地
- 3 代表連絡先
  - ・電話番号
  - ・FAX番号
- 4 担当者
  - ・部署名
  - ・職・氏名
  - ・電話番号
  - ・FAX番号
  - ・メールアドレス

様式第2号

宮崎県大阪事務所 流通担当 宛て  
[myz-osaka@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:myz-osaka@pref.miyazaki.lg.jp)

令和6年度関西圏における宮崎県産フルーツPR事業業務委託企画提案競技

質 問 票

質問事項		
内 容		
質 問 者	法人（団体）名	
	担当者名	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	

※確認のため、電子メールまたはFAX送信後に必ず電話連絡をお願いします。（TEL：06-6345-7631）

なお、質問内容によっては、参加申込書を提出した全員に対して、質問及び回答を電子メールにて送付します。

令和 年 月 日

企画提案競技申込書

宮崎県大阪事務所長 甲斐 慎一郎 殿

応募者 所在地  
称号又は名称  
代表者職氏名

⑩

令和6年度関西圏における宮崎県産フルーツPR事業業務委託企画提案競技について、関係書類を添えて申し込みます。

宮崎県大阪事務所長 甲斐 慎一郎 殿

応募者 所在地  
称号又は名称  
代表者職氏名

印

### 誓 約 書

私は、令和6年度関西圏における宮崎県産フルーツPR事業業務委託企画提案競技への参加  
申込を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (4) 企画書等の提出の日から受託候補者を選定するまでの間に、国、県、市町村等からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (5) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (6) 国税及び地方税に未納がないこと。
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について、特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (8) 受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該受託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (9) その他、県との協議に真摯に対応し、事務処理を遅漏なく処理できること。

令和 年 月 日

宮崎県大阪事務所長 甲斐 慎一郎 殿

住 所  
氏 名 印  
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

特別徴収実施確認・開始誓約書

チェック欄 (いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。)

1 領収証書の写し添付

□ 当事業所は、現在 市(町・村)の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。
-------------------------

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

□ 当事業所は、現在 市(町・村)の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→ 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※ 各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

□ 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→ 確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

□ 当事業所は、令和 年 月から、従業員等の個人住民税について特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社(者)あてに送付してください。

→ 確認印を受けてください。

市(町・村)確認印